

令和7年度大阪市立中央図書館 会議室等の目的外使用に関する注意事項

大阪市立中央図書館（以下、中央図書館という）の市民等による会議室等の目的外使用許可については、「行政財産の目的外使用許可に係る審査基準等について」（本市基準）に基づいて行います。その他、必要な注意事項を以下にとおり定めます。

- 1 目的外使用許可の対象となる施設は、中央図書館内の次のスペースとします。
 - (1) 5階 大会議室（控室大・小も含む）
 - (2) 5階 中会議室
 - (3) 5階 小会議室
 - (4) 5階 ホワイエ（大会議室前のスペース。会議室と合わせて使用する場合に限りします。）
- 2 第1項のスペース内の設備・物品は次のものがご利用いただけます。ただし、使用にあたっては当館職員の指示に従ってください。
 - (1) 5階大会議室のマイク
 - (2) 5階中会議室のマイク
 - (3) その他、中央図書館長が必要と認める設備・物品
- 3 会議室等の使用を許可する日及び時間は、7月・8月を除く中央図書館の開館日の午前9時30分から午後5時までで、大阪市及び大阪市立図書館が事業または行政目的で使用する日以外とします。
ただし、中央図書館長が必要と認める場合は、この限りではありません。
- 4 目的外使用の許可を受けた者は、行政財産使用料算定基準に基づいて算定した日額に、電気使用料（一日当たり）を加えた使用料を指定した期限までに納付してください。
- 5 使用料は、本市において使用物件を公用又は公共用のために必要とするとき又は大阪市立図書館の非常変災時における休館等に関する要綱に基づく休館となったときを除き、還付しません。
- 6 会議室等の使用にあたっては、次の行為は禁止します。
 - (1) 食事、会食
 - (2) 火気の使用、喫煙、飲酒
 - (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの
 - (4) 活動内容が人権侵害に当たると認められるもの
 - (5) 公衆に不快の念を与え、又は危害を加えるおそれがあると認められるもの
 - (6) 政治若しくは宗教に関する活動に当たると認められるもの
 - (7) マルチ商法等消費者被害が発生するおそれがあるもの
 - (8) 大音量の音楽等の演奏又は再生で図書館内及び近隣の迷惑となるおそれがあるもの
 - (9) 中央図書館、会議室等の施設及び備品を破損し、又は滅失するおそれがあるもの

(10) その他、中央図書館の品位を損ない、又は業務に支障が生じるおそれがあると認められるもの

- 7 目的外使用申請をされる場合には、まず、中央図書館利用サービス担当（06－6539－3326）まで事前に電話等でご相談ください。実施内容がわかるように、大阪市立中央図書館会議室等使用事前確認書（様式1）に必要事項を記入し中央図書館利用サービス担当に提出してください。
- 8 行政財産使用許可申請書は、使用日の4か月前の日の9時15分から受け付けます。（受付開始日が土日祝日および休館日の場合は、その翌平日開館日を受付開始日とします。）標準処理期間（「行政財産の目的外使用許可に係る審査基準等について」（本市基準）を参照）を満たさない行政財産使用許可申請書の受付はできません。
- 9 大阪市行政財産使用許可書の受付は原則として先着順に行うこととし、同一日に、同時に複数の申込みがあった場合は、抽選とします。
- 10 第7項の申込みがあった場合には審査を行い、使用の許可又は不許可を決定し、大阪市行政財産使用許可書により申込者に結果を通知します。
- 11 使用を許可する場合には、大阪市行政財産使用許可書とともに納付書を送付します。納付書に掲載した期限（概ね納付書の発行後10平日開館日以内）に振り込んでください。
- 12 中央図書館の使用にあたっては、大阪市立図書館条例及び大阪市立図書館規則のほか関係法令及び関係規程を遵守してください。
- 13 非常時を除き、立ち入り禁止区域へは近づかないようにしてください。
- 14 使用許可日には、利用時間中にエレベータを作動させます。エレベータの作動中には5階エレベータホールでの誘導および立ち入り禁止区域への出入りがいないかを確認する人員を配置してください。
- 15 使用者は、大阪市行政財産使用許可書等や、その他施設の使用について疑義が生じた場合は、中央図書館の指示に従ってください。